

梶原町町産材利用促進事業

(令和5年度～令和9年度事業)

町産材の利用拡大を促進し、もって林業の持続的な発展並びに移住定住の促進を図ることを目的とし、町産材を積極的に利用して住宅を建築した方に補助金を交付します。

【対象者】

- 1 住宅建築後、引き続き梶原町に10年以上定住する人
- 2 住宅建築用地を自らが確保できる人
- 3 町税の未納がない方

【制度内容】

- 1 住宅一棟分に相当する木材代金（上限200万円）を町が補助します！
※年度内完成が基本となります
- 2 建築延べ面積20坪（66㎡）以上で梶原町産材を1.6m³以上使用する家。
- 3 使用する梶原町産材の平均単価が 1m³当たり8万円を上限の額とする。
- 4 合併浄化層を設置するか、公共下水道、農業集落排水に接続をすること。

※町産材とは・・・町内の山林で伐採され、町内の製材工場で製材された木材とする。
(町外の市場で取り引きされた木材は町産材と認めません。)

※住居とは・・・日常生活を営むうえで必要最低限の専用玄関、居室、台所、トイレ、浴室を備えた施設を対象としています。ただし、浴室、トイレについては敷地内にある場合は認める場合があります。

(注) この事業の申請は施主が行うことになっています。
工務店にまかせにせず、必ずご本人が町に申請してください。

着工前に申請手続きが
必要です。事前にご相談
下さい。

お問い合わせ先
森林の文化創造推進課
65-0811（直通）